

都道府県特認地域及び特認基準の変更について

平成 2 7 年 7 月

農林水産省

1. 中山間地域等直接支払制度の対象地域と対象農用地に係る特認

- 中山間地域等直接支払制度では、地域振興立法8法の指定地域に加え、地域の実態に応じて都道府県知事が指定する地域（特認地域）を対象地域としている。
- また、対象地域内において、傾斜等の基準を満たす農用地に加え、これらに準ずるものとして都道府県知事が定める基準（特認基準）を満たす農用地を対象農用地としている。

対 象 地 域

【地域振興立法8法】

- ・ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律
- ・ 山村振興法
- ・ 過疎地域自立促進特別措置法
- ・ 半島振興法
- ・ 離島振興法
(以上を「地域振興立法5法」と称する。)
- ・ 沖縄振興特別措置法
- ・ 奄美群島振興開発特別措置法
- ・ 小笠原諸島振興開発特別措置法

【特認地域】

- ・ 都道府県知事が指定する自然的・経済的・社会的条件が不利な地域
※ 第3期対策では、大阪府と沖縄県を除く45都道府県が特認地域を指定

(地域の例)

・ 8法地域に地理的に接する地域

対 象 農 用 地

- ・ 急傾斜

田: 1/20以上

畑、草地、採草放牧地: 15度以上
- ・ 自然条件により小区画・不整形な田
- ・ 積算気温が低く、草地比率の高い(70%以上)地域の草地
- ・ 緩傾斜(市町村長が認めた場合)

田: 1/100～1/20

畑、草地、採草放牧地: 8～15度
- ・ 高齢化率・耕作放棄率の高い農地(市町村長が認めた場合)

【特認基準】

- ・ 上記に準ずるものとして、都道府県知事が定める基準
※ 第3期対策では、6県(新潟県、島根県、山口県、長崎県、鹿児島県、沖縄県)が特認基準を設定

(基準の例)

・ 離島の平地

(注) このほか、東日本大震災復興特別区域法に規定する復興特別区域内に存する、特認基準に該当する農用地も、特例として対象農用地とすることができる(ただし、実績はない)。

2. 第4期対策における特認地域及び特認基準の変更（案）

（1）特認地域の変更

県名	内 容	所 見
北海道	○ 新たに次を追加。 「5法地域と地理的に接し、自然条件が連続する旧市町村内に所在し、かつ、5法地域のいずれかの指定要件を満たすセツサ集落で次の基準を満たすもの。 (7) 農林業従事者割合が10%以上又は農林地率が75%以上。 (4) DID（人口集中地区）からの距離が30分以上。 (5) 人口減少率（H17～H22）が3.5%以上又は、人口密度150人/km ² 未満。 (E) セツサ集落の属する市町村の財政力指数が0.42以下。」	自然的・経済的・社会的条件の不利な地域であると認められることから、妥当と判断される。
茨城県	○ 「農林業従事者割合が15%以上」としていたものを「13%以上」に変更。	県全体の農林業従事者割合の減少に伴う基準値の変更であり、妥当と判断される。
静岡県	○ 地域の区分を「旧市町村又は集落」としていたものを「旧市町村」に変更。 (なお、これまでに集落を単位とする適用の実績はない。)	これまでの運用実績に鑑み、妥当と判断される。
熊本県	○ 「農業生産条件が不利で耕作放棄地の発生の懸念が大きいと市町村長が認める地域で、 (a) 農業従事者割合が10%以上又は農業従事者の減少率が県平均以上、かつ、 (b) DIDを含まない旧市町村」としていたものを、 「(a) 農業従事者割合が10%以上又は農業従事者の減少率が県平均以上、かつ、 (b) 農林統計上の都市的地域でない旧市町村(ただしDIDを除く)」に変更。	変更案について、以下のとおり条件不利性を客観的に示す数値基準を追加するよう調整を行うことが妥当と考えられる。 「(a) 農業従事者割合が10%以上又は農業従事者の減少率が県平均以上、かつ、 (b) DIDを含まない旧市町村、又は農業従事者の高齢化率が30%以上の旧市町村(農林統計上の都市的地域でない旧市町村に限る。なお、当該旧市町村内のDIDに含まれる農用地については、対象農用地としない)。」

2. 第4期対策における特認地域及び特認基準の変更（案）

県名	内 容	所 見
長崎県	○ 新たに次を追加。 「第3期対策で指定されていた地域で次の基準を3つ以上満たすもの。 (ア) 耕地率が県平均以上。 (イ) 農業従事者割合が県平均以上。 (ウ) 急傾斜の農用地（田又は畑）の占める割合が県平均以上。 (エ) 1戸当たり経営耕地面積が県平均以下。 (オ) 農業従事者の高齢化率が県平均以上。」	変更案について、以下のとおり条件不利性を客観的に示す数値基準を設定するよう調整を行うことが妥当と考えられる。 「第3期対策で指定されていた地域で次の基準を3つ以上満たすもの。 (ア) 農林地率が75%以上。 (イ) 農業従事者割合が10%以上。 (ウ) <u>田で勾配1/20以上の占める割合が50%以上、かつ、耕地面積のうち田の占める割合が33%以上（又は、畑で勾配15°以上の占める割合が50%以上、かつ、耕地面積のうち畑の占める割合が33%以上）。</u> (エ) 削除。 (オ) 農業従事者の高齢化率が30%以上。」

(2) 特認地域内における対象農用地基準の変更

県名	内 容	所 見
岩手県	○ 特認地域内の対象農用地に、新たに次を追加。 ①緩傾斜農用地 ②高齢化率が40%以上・耕作放棄率が田:8%以上、畑:15%以上の農用地	対象農用地の一般的な基準と同じ内容であり、妥当と判断される。
徳島県	○ 特認地域内の対象農用地に、新たに次を追加。 ・緩傾斜農用地	対象農用地の一般的な基準と同じ内容であり、妥当と判断される。

北海道特認地域の改正について(案)

改 正 (案)	現 行
①農林統計上の中山間地域(旧市町村) ②三方又は四方が5法地域(海を含む。)に囲まれ、かつ、次の1又は2の要件を満たす旧市町村。 1 専業農家率が55%以上で、耕地率が20%以上、かつ、条件不利農用地の面積が90%以上。ただし、DID(人口集中地区)を除く。 2 専業農家率が55%以上で、かつ、次のア及びイの要件を満たすこと ア 耕地率20%未満で、条件不利農用地が85%以上 イ 旧市町村が存在しなく、地域の形成発展過程からDIDと農村地域に明確に区分される農村地域が存在し、その区分された農村地域について、次の(ア)、(イ)の要件を満たすこと。 (ア) 農林業従事者割合が10%以上又は農林地率75%以上 (イ) 人口減少率(H12～H17)が3.5%以上で、かつ人口密度150人/㎢未満 ③5法地域と地理的に接し、自然条件が連続する旧市町村(旧市町村が無い場合には、地理的・歴史的条件等が旧市町村に類似・同程度と道の第三者機関において認められる範囲)内の地域で次の基準を満たすこと。 (ア) 5法地域と当該特認地域からなる区域に用排水路が介在し、それら区域において、営農の一体性が認められること。 (イ) 当該特認地域の面積規模は、(ア)の区域内の5法地域の面積規模と同程度以下であること。 ④5法地域と地理的に接し、自然条件が連続する旧市町村内に所在し、かつ、5法地域のいずれかの指定要件を満たすセンサス集落において次の基準を満たすこと。 (ア) 農林業従事者割合が10%以上または農林地率が75%以上。 (イ) DID(人口集中地区)からの距離が30分以上。 (ウ) 人口減少率(平成17年～22年)が3.5%以上又は、人口密度150人/㎢未満であること。 (エ) センサス集落の属する市町村の財政力指数が0.42以下であること。 上記①～④の地域は、下記の農用地のみ対象とする ○傾斜農用地 ○自然条件により小区画・不整形な田 ○草地比率が高い(70%以上)市町村の草地 ○高齢化・耕作放棄率の高い農地	①農林統計上の中山間地域(旧市町村) ②三方又は四方が5法地域(海を含む。)に囲まれ、かつ、次の1又は2の要件を満たす旧市町村 1 専業農家率が55%以上、かつ、耕地率が20%以上、条件不利農用地の面積が90%以上。ただし、DID(人口集中地区)を除く。 2 専業農家率が55%以上で、かつ、次のア及びイの要件を満たすこと ア 耕地率20%未満で、条件不利農用地が85%以上 イ 旧市町村が存在しなく、地域の形成発展過程からDIDと農村地域に明確に区分される農村地域が存在し、その区分された農村地域について、次の(ア)、(イ)の要件を満たすこと (ア) 農林業従事者割合が10%以上又は農林地率75%以上 (イ) 人口減少率(H12～H17)が3.5%以上で、かつ人口密度150人/㎢未満 ③5法地域と地理的に接し、自然条件が連続する旧市町村(旧市町村が無い場合には、地理的・歴史的条件等旧市町村類似・同程度と道の第三者機関において認められる範囲)内の地域。ただし、次の(ア)及び(イ)の基準を満たすこと。 (ア) 5法地域と当該特認地域からなる区域に用排水路が介在し、それら区域において、営農の一体性が認められること。 (イ) 当該特認地域の面積規模は、(ア)の区域内の5法地域の面積規模と同程度以下であること。 上記①～③の地域は、下記の農用地のみ対象とする ○傾斜農用地 ○自然条件により小区画・不整形な田 ○草地比率が高い(70%以上)市町村の草地 ○高齢化・耕作放棄率の高い農地

茨城県特認地域の改正について(案)

改 正 (案)	現 行
① 県北西部地域のうち、8法地域及び旧市町村単位で農林統計上の都市的地域を除き、下記のアからウまでの要件を満たす地域 ア 農林業従事者割合が<u>13</u>%以上又は農林地率が75%以上 イ DIDを含まない地域 ウ 若年者比率が17%未満 上記の地域は、下記の農用地のみ対象とする ○ 傾斜農用地 ○ 自然条件により小区画・不整形な田 ○ 草地率が高い(70%以上)地域の草地 ○ 高齢化率・耕作放棄率の高い農地	① 県北西部地域のうち、8法地域及び旧市町村単位で農林統計上の都市的地域を除き、下記のアからウまでの要件を満たす地域 ア 農林業従事者割合が<u>15</u>%以上又は農林地率が75%以上 イ DIDを含まない地域 ウ 若年者比率が17%未満 上記の地域は、下記の農用地のみ対象とする ○ 傾斜農用地 ○ 自然条件により小区画・不整形な田 ○ 草地率が高い(70%以上)地域の草地 ○ 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

静岡県特認地域の改正について(案)

改 正 (案)	現 行
①農林統計上の中山間地域(旧市町村) ②第3期対策で特認地域に指定された地域で、下記のアからオまでの要件のうち、3つ以上を満たす地域(旧市町村) ア 耕作放棄率又は耕作放棄上昇度が県平均以上 イ 農業従事者割合が県平均以上 ウ 農業従事者高齢化率が県平均以上 エ 人口減少率が3.5%以上又は人口密度が150人/㎢未満 オ 全耕地面積に占める急傾斜耕地面積の比率が50%以上 上記①及び②の地域は、下記の農用地のみ対象とする ○急傾斜農用地	①農林統計上の中山間地域(旧市町村) ②第2期対策で特認地域に指定された地域で、下記のアからオまでの要件のうち、3つ以上を満たす地域(旧市町村又は集落) ア 耕作放棄率又は耕作放棄上昇度が県平均以上 イ 農業従事者割合が県平均以上 ウ 農業従事者高齢化率が県平均以上 エ 人口減少率が3.5%以上又は人口密度が150人/㎢未満 オ 全耕地面積に占める急傾斜耕地面積の比率が50%以上 上記①及び②の地域は、下記の農用地のみ対象とする ○急傾斜農用地

熊本県特認地域の改正について(案)

改 正 (案)	現 行
① 8 法地域に地理的に接する農地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村) ③ 傾斜地等の農地等における多面的機能を確保する必要性は高いが、農業生産条件が不利で、耕作放棄地の発生の懸念が大きいと市町村長が認める地域で、次の(a)かつ(b)の要件を満たす地域 (a) 農業従事者割合が10%以上または、農業従事者の減少率が県平均以上の地域(旧市町村) (b) <u>農林統計上の都市的地域でない地域 (旧市町村)</u> ※ただし、DIDを除く 上記①～③の地域は、下記の農用地のみ対象とする ○ 急傾斜農地	① 8 法地域に地理的に接する農地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村) ③ 傾斜地等の農地等における多面的機能を確保する必要性は高いが、農業生産条件が不利で、耕作放棄地の発生の懸念が大きいと市町村長が認める地域で、次の(a)かつ(b)の要件を満たす地域 (a) 農業従事者割合が10%以上または、農業従事者の減少率が県平均以上の地域(旧市町村) (b) <u>DIDを含まない地域(旧市町村)</u> 上記①～③の地域は、下記の農用地のみ対象とする ○ 急傾斜農地

長崎県特認地域の改正について(案)

改 正 (案)	現 行
① 4 法地域に接する旧市町村にあり、自然的条件が連続し、かつ急傾斜農地を有する集落 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村) ③ 第3期対策で指定されていた地域で、下記のアからオまでの要件のうち、3つ以上を満たす地域(旧市町村)。 ア 耕地率が県平均以上 イ 農業従事者割合が県平均以上 ウ 農振農用地の田で勾配 1 / 2 0 以上の占める割合が県平均以上又は畑で勾配 1 5 度以上の占める割合が県平均以上 エ 1 戸当たり経営耕地面積が県平均以下 オ 農業従事者高齢化率が県平均以上 上記①～③の地域は、下記の農用地のみ対象とする ○急傾斜農地 特認基準 ○離島振興法に基づき指定された離島振興対策実施地域で、団地の主傾斜が、1/100未満の水田、8度未満の畑(佐世保市黒島・高島、平戸市度島、松浦市黒島、西海市松島を除く)	① 4 法地域に接する旧市町村にあり、自然的条件が連続し、かつ急傾斜農地を有する集落 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村) 上記①及び②の地域は、下記の農用地のみ対象とする ○急傾斜農地 特認基準 ○離島振興法に基づき指定された離島振興対策実施地域で、団地の主傾斜が、1/100未満の水田、8度未満の畑(佐世保市黒島・高島、平戸市度島、松浦市黒島、西海市松島を除く)

岩手県特認基準の改正について(案)

改 正 (案)	現 行
① 8 法地域に地理的に接する農用地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村) ③ 8 法地域に隣接せず、次のアからウまでの要件を満たすこと ア 農林業従事者割合が10%以上又は農林地率が75%以上 イ DIDからの距離が30分以上 ウ 人口減少率(H12～H17)が3.5%以上で、かつ人口密度150人/㎥未満 ④ 8 法地域に隣接し、次のアからウまでの要件をすべて満たす地域(旧市町村単位又はセンサス集落) ア 農林業従事者割合が10%以上又は農林地率75%以上 イ DIDを含まない地域 ウ 人口減少率(H12～H17)が3.5%以上又は人口密度150人/㎥未満若しくは当該地域の属する市町村財政力指数が0.42以下である地域(センサス集落での指定の場合は財政力指数の要件は除く) 上記①～④の地域は、下記の農用地のみ対象とする ○急傾斜農用地 ○自然条件により小区画・不整形な田 ○緩傾斜農用地 <u>○高齢化率(40%以上)・耕作放棄率(田8%以上、畑15%以上)の高い農地)</u>	① 8 法地域に地理的に接する農用地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村) ③ 8 法地域に隣接せず、次のアからウまでの要件を満たすこと ア 農林業従事者割合が10%以上又は農林地率が75%以上 イ DIDからの距離が30分以上 ウ 人口減少率(H12～H17)が3.5%以上で、かつ人口密度150人/㎥未満 ④ 8 法地域に隣接し、次のアからウまでの要件をすべて満たす地域(旧市町村単位又はセンサス集落) ア 農林業従事者割合が10%以上又は農林地率75%以上 イ DIDを含まない地域 ウ 人口減少率(H12～H17)が3.5%以上又は人口密度150人/㎥未満若しくは当該地域の属する市町村財政力指数が0.42以下である地域(センサス集落での指定の場合は財政力指数の要件は除く) 上記①～④の地域は、下記の農用地のみ対象とする ○急傾斜農用地 ○自然条件により小区画・不整形な田

徳島県特認基準の改正について(案)

改 正 (案)	現 行
① 8 法地域に地理的に接する農用地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村) 上記①及び②の地域は、下記の農用地のみ対象とする ○ <u>傾斜農用地</u>	① 8 法地域に地理的に接する農用地 ② 農林統計上の中山間地域(旧市町村) 上記①及び②の地域は、下記の農用地のみ対象とする ○ <u>急傾斜農用地</u>